

# 入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成31年3月28日（木） 午前14時00分から  
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

## <次第>

- 1 平成31・32年度競争入札参加資格の  
認定並びに格付け及び発注基準について…………… 1  
(平成31年4月1日認定予定)
- 2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について[再説明及び詳細説明]…… 4  
(平成31年4月1日以降適用開始)
- 3 災害復旧工事の発注について  
①災害復旧工事の執行について……………16  
(平成31年1月22日以降適用開始)  
②平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の  
兼務制限の緩和について（特例措置）[再説明]……………19  
(平成30年9月18日以降適用開始)  
③工期に余裕期間を設定した工事の実施について……………21  
(平成31年4月1日以降適用開始)  
④災害復旧工事の発注見通しについて
- 4 東広島市優良建設工事等表彰制度の創設について……………30  
(平成32年4月1日以降適用開始)
- 5 その他……………31  
①建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について  
(平成31年4月1日以降適用開始)  
②解体工事の経過期間終了について  
③指名競争入札及び随意契約について
- 6 質疑応答

東広島市 総務部

検査課 TEL082-420-0950

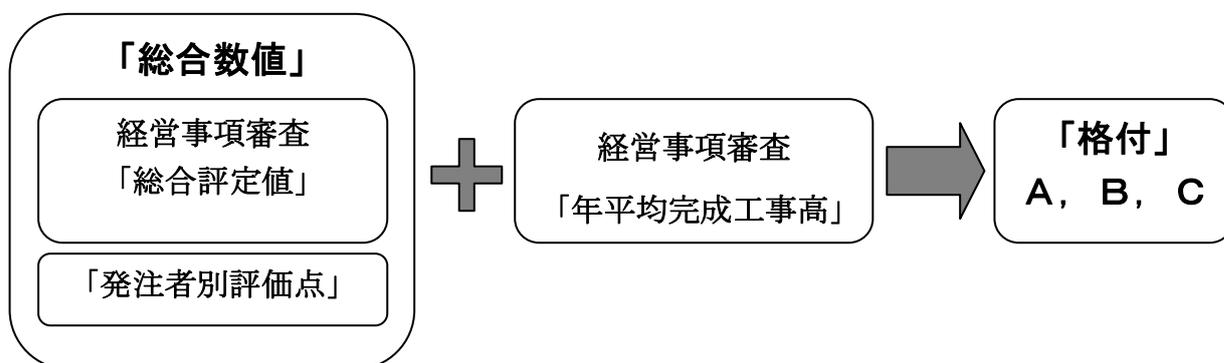
契約課 TEL082-420-0930



# 1 平成31・32年度競争入札参加資格の認定（平成31年4月1日認定予定）並びに格付及び発注基準について

## (1) 平成31・32年度競争入札参加資格の認定

格付の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行います。なお、「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準の改正は、ありません。



## (2) 資格認定者数

地域区分	認定予定者数	前回認定者数※2
市内※1	167 者	165 者
県内	370 者	360 者
県外	356 者	370 者
合計	893 者	895 者

※1「市内」とは、東広島市内に建設業法上の主たる営業所かつ登記の本店を有する者をいいます。

※2 平成29・30年度当初資格認定時の認定者数

## (3) 平成31・32年度競争入札参加資格の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。

ただし、平成33年4月1日以降においても平成33年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成33年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

## (4) 建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

### ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A, B, C）を決定し、認定します。

## 建設工事種類別格付基準

工事の 種類  格付	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 680点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上
B	総合数値 650点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上  (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 500点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上  (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上  (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

## 2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

### 1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達のため、平成31年度における総合評価落札方式一般競争入札を、次のとおり改正します。

### 2 発注対象工事

#### (1) 簡易Ⅰ型

工事実績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

#### (2) 簡易Ⅱ型

工事実績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

### 3 改正点

#### (1) 対象金額について

原則として、請負対象設計金額が1億円以上のものを対象とします。

#### (2) 対象工種について

災害復旧工事を除くすべての工種を対象とします。

#### (3) 評価項目について

型別	評価項目	平成30年度	平成31年度
簡易Ⅰ型		施工計画のみ	施工計画のほか <b>簡易Ⅱ型</b> <u>の評価項目を加える</u>
簡易Ⅰ型 〔平成31年度から〕	同種・類似工事の施工実績（直近15年間）	平成15年4月1日以降の施工実績	平成16年4月1日以降の施工実績
	工事成績評定点（直近3年間の平均）	平成27年度から平成29年度までの同一工種平均点 ※ただし、平成30年5月31日以前に公告を行う案件は、平成26年度から平成28年度までの平均点	平成28年度から平成30年度までの同一工種平均点 ※ただし、平成31年5月31日以前に公告を行う案件は、平成27年度から平成29年度までの平均点
簡易Ⅱ型	市内本店要件	配点 0.5点	配点 1.0点
簡易Ⅰ型 簡易Ⅱ型	市内における同種工事の元請施工実績（直近15年間）	—	配点 1.0点
	一次下請における市内企業の活用	—	配点 1.0点（50%以上） 配点 0.5点（25%以上）
	指定資材における市内企業からの調達	—	配点 1.0点（80%以上） 配点 0.5点（40%以上）
	施工体制 ※前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て80点以上であった者は調査基準価格以上での応札者と同様に評価	—	調査基準価格以上での入札 配点 5.0点

※なお、平成 32 年度には、評価項目を次のとおり変更する予定です。

型別	評価項目	平成 31 年度	平成 32 年度
簡易 I 型	災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり (6 回以上)	協定を締結し、 <u>受注実績</u> あり (6 回以上)
簡易 II 型		協定を締結し、応札実績あり (3 回以上)	協定を締結し、 <u>受注実績</u> あり (3 回以上)

受注実績とは、平成 29 年度から平成 32 年度において、一般競争入札、指名競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の受注実績を、上記の回数以上有する場合をいいます。

(4) 採点方式について

自己採点方式を試行します。

(5) 受注件数の制限について

総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、5 件を限度とします。

(平成 30 年度まで 3 件を限度)

※件数は、原則開札日の前日の状況とします。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとします。

※件数には、落札候補者となった工事を含むものとします。したがって、件数 5 件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とします。なお、この場合においては、指名除外等ペナルティの対象外とします。

※落札決定は、開札日時の早いものから行います。

(6) 評価内容の担保(ペナルティ)について

受注者の提出した技術資料等に記載した内容が評価され、それにより得点を得ている場合、受注者の責によりその履行が満足されなかったときは、次のとおり工事成績評定点の減点等を行います。このため、技術資料等は内容の検討を十分行ったうえで作成してください。

未実施の評価内容ごとに工事成績評定点を、施工計画についての評価項目は各 10 点、その他の評価項目は各 5 点減点します。また、指名除外措置の対象とする場合があります。なお、受注者は技術資料等に記載した内容を施工計画書に明記することとし、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提出してください。

4 適用日

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

平成31年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)		
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可	
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)		
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)		
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)		
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性						
	小計		6~10点	6~10点				
I型・共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○	
		(2)工事成績評定点 ※2	2点	○	—	○	—	
		小計		4点	2点	4点	2点	
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※3	1点	○	○	○	○	
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○	
		(3)施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○	
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○	
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○	
	小計		4点	4点	4点	4点		
	II型	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
			(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年間)	1点	—	○	—	○
小計			—	2点	—	2点		
5.地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動等	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—		
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度) における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○		
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○		
	(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○		
	(5)市内企業からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○		
小計		4.75点	3.75点	4点	3.75点			
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※5	0.25点	○	○	○	○		
	小計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点		
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※6	5点	○	○	○	○		
	小計		5点	5点	5点	5点		
合計				18~28点	17~27点	17.25~ 27.25点	17~27点	

※1 平成16年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成28年度から平成30年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、平成31年5月31日以前に公告を行う案件は、平成27年度から平成29年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点~85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)にある場合に評価の対象とする。

※6 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の応札者と同様に評価する。

※7 網掛け部分は平成31年度からの新設・改正項目である。

## 企業の地域貢献の実績(東広島市内企業の活用割合)

商号又は名称: \_\_\_\_\_

・東広島市内企業の活用割合(一次下請総額に占める、東広島市内企業への一次下請金額の割合)

1 入札金額		円
	(うち指定資材調達予定金額)	円)
2 市内企業の一次下請予定金額合計 ※2枚目から転記	A	円
	B (うち指定資材調達予定金額)	円)
3 市外企業の一次下請予定金額合計 ※2枚目から転記	C	円
	D (うち指定資材調達予定金額)	円)
4 一次下請予定金額 ※2枚目から転記	E	円
	F (うち指定資材調達予定金額)	円)
5 元請の自社施工予定金額 ※市内企業が元請の場合のみ記載すること。	G	円
	H (うち指定資材調達予定金額)	円)
6 指定資材調達予定金額を除いた一次下請予定金額 $I = (G - H) + (E - F)$		円
7 指定資材調達予定金額を除いた市外企業の一次下請予定金額 $J = C - D$		円
8 市内企業の活用金額(市内企業施工金額) $K = I - J$		円
9 市内企業の活用割合(市内企業施工割合) $K \div I \times 100$ (小数点以下切り捨て)		%

(注)

- 1 下請契約とは、一次下請との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は含めない。
- 2 「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定金額」は、様式第11号の「3 指定資材調達予定金額合計(C)」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。
- 3 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

1 市内企業の一次下請予定金額の内訳			
企業名	所在地	下請工事の内容	一次下請予定金額(税抜)
			円 (うち指定資材調達予定金額)
市内企業の一次下請予定金額合計 ※1枚目の「2 市内企業の一次下請予定金額合計」と一致させること。			A 円 B (うち指定資材調達予定金額) 円
2 市外企業の一次下請予定金額の内訳			
企業名	所在地	下請工事の内容	一次下請予定金額(税抜)
			円 (うち指定資材調達予定金額)
市外企業の一次下請予定金額合計 ※1枚目の「3 市外企業の一次下請予定金額合計」と一致させること。			C 円 D (うち指定資材調達予定金額) 円
合 計		E=A+C F=B+D	E 円 F (うち指定資材調達予定金額) 円

(注)

- 1 下請契約とは、一次下請との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は含めない。
- 2 市内及び市外企業の一次下請予定金額に指定資材費を含む場合は、「うち指定資材調達予定金額」の欄に、様式第11号の指定資材調達予定金額を記載すること。
- 3 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。
- 4 この表で、全て記載できない場合は、この様式を複写して添付すること。

## 企業の地域貢献の実績(東広島市内企業からの指定資材調達割合)

商号又は名称: \_\_\_\_\_

・東広島市内企業からの指定資材調達割合(指定資材調達総額に占める、東広島市内企業からの調達金額の割合)

1 市内企業からの指定資材調達予定金額の内訳				
	指定資材名	調達先企業名	東広島市内における本店、支店、 営業所又は工場の所在地	指定資材調達 予定金額(税抜)
市 内			東広島市	円
	小計(a)			円
2 市外企業からの指定資材調達予定金額の内訳				
	指定資材名	調達先企業名	所在地	指定資材調達 予定金額(税抜)
市 外				円
				円
				円
				円
				円
				円
	小計(b)			円
3 指定資材調達予定金額合計 (c) = (a) + (b)				円
4 指定資材調達予定金額に対する市内企業の割合 (a) ÷ (c) × 100 (小数点以下切捨て)				%

(注)

- 1 指定資材は、案件ごと別に定めるものとする。
- 2 「3 指定資材調達予定金額合計(c)」は、様式第10号・1枚目の「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定金額」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。
- 3 指定資材調達予定金額は、指定資材に係る金額のみを記載し、施工費等を含めないこと。
- 4 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。
- 5 この表で全て記載できない場合は、この様式を複写して添付すること。

# 総合評価落札方式に係る「自己採点方式」について

## 1 自己採点方式とは

自己採点方式とは、東広島市が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他東広島市が評価する得点の合計点及び入札価格をもとに算出した評価値の最も高い者について、技術資料等の審査を行う方式です。

## 2 自己採点の対象

簡易Ⅰ型：「施工計画」、「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」を除く評価項目

簡易Ⅱ型：「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」を除く評価項目

※「施工計画」、「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」は東広島市において採点します。

## 3 実施の時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

## 4 自己採点方式の概要

### (1) 自己採点表の作成・提出について

① 入札参加希望者は、自己採点表及び技術資料の様式を、東広島市総務部契約課ホームページからダウンロードします。

② 入札参加希望者は、技術資料を作成し、その内容に基づき、自己採点表の自己採点欄に自ら評価した点数を記載します。（「別紙 1：提出イメージ」参照）

#### ③ 簡易Ⅰ型の入札参加希望者

自己採点表と技術資料を別々の封筒に封入し、入札期間中に東広島市総務部契約課へ提出します。（電子入札システムを使用して提出することも可能です。）

#### 簡易Ⅱ型の入札参加希望者

自己採点表のみを封筒に封入し、入札期間中に東広島市総務部契約課へ提出します。（電子入札システムを使用して提出することも可能です。）

### (2) 発注者の審査及び落札者の決定

① 開札後、入札金額が失格基準価格未満であった者、入札が無効になった者を除く入札者について、自己採点表と入札価格をもとに評価値を算出します。（東広島市採点分も含みます。）

② 簡易Ⅱ型については、①における評価値の上位 3 者に対して技術資料の提出を求めます。

③ 上位 3 者のうち評価値の最も高い者について、技術資料に基づき評価内容を審査します。

#### （「別紙 2：審査後イメージ」参照）

④ ③において自己採点表の得点に誤りがあった場合には、次の基準により採点を行います。

ア 過大評価（技術資料審査の結果、自己採点より得点が下がる場合）

誤りのあった評価内容について、審査後の得点の 1/2 をその評価内容の得点とします。

イ 過小評価（技術資料審査の結果、自己採点より得点が高くなる場合）

誤りのあった評価内容について、評価を修正せず自己採点表のとりの得点とします。

ウ 自己採点表が未提出の場合は、入札を無効とします。

エ 提出された自己採点表について、未記入の項目がある場合には、その項目の得点を0点とします。

- ⑤ 審査の結果、自己採点が正しかった場合、自己採点表に誤りがあった場合でも評価値の最も高い者に変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定します。評価値の最も高い者が変動する場合は、変動後の評価値の最も高い者の審査を行い、以降、決定するまで審査を繰り返します。
- ⑥ ⑤で評価値の最も高い者について、（低入札価格調査、）資格要件の確認を行い、総合評価審査委員会等を開催し、落札者を決定します。

### (3) その他留意事項

- ① 評価後の配点に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を配点とします。
- ② 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに算出した評価値の最も高い者についてのみ技術資料を審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。
- ③ 提出された自己採点表及び技術資料等は、書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできません。
- ④ 自己採点表の未提出あるいは記入内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いはいりません。

## 自己採点表 (簡易 I 型)

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

工事名						
工事場所		東広島市				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点	得点	
1. 施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性		2.0~0.0			
	(2)工期設定の適切性		2.0~0.0			
	(3)施工に関する課題への対応の適切性		6.0(3.0)~0.0			
	(4)品質の確認方法、管理方法の適切性		6.0(3.0)~0.0			
	小計					
2. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0			
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0			
		その他	0.0			
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点 85点以上	2.0			
		平均工事成績評定点 65点以上85点未満	2.0×(平均工事成績 裁定点-65)/20			
平均点65点未満又は実績なし		0.0				
小計						
3. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 [専門資格設定ありの場合] <専門資格設定なしの場合> ※1級技士又は2級技士には、同等資格も含む。	[専門資格あり]	[1.0]			
		[専門資格なし、技術士又は1級技士] <1級技士>	[0.5]、<1.0>			
		[専門資格なし、2級技士] <2級技士>	[0.25]、<0.5>			
		その他	[0.0]、<0.0>			
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0			
		公共工事発注の類似工事の実績あり	0.5			
		その他	0.0			
	(3)施工経験工事の従事形態	監理技術者又は主任技術者	1.0			
		現場代理人	0.5			
		その他	0.0			
	(4)継続教育 (CPD) の取得状況	20単位以上取得	1.0			
		10単位以上20単位未満取得	0.5			
		10単位未満又は取得なし	0.0			
(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0				
	その他	0.0				
小計						
4. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0			
		東広島市内に本店を有していない	0.0			
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0			
		東広島市内における施工実績なし	0.0			
小計						
5. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり (6回以上)	1.0			
		協定を締結し、応札実績あり (3回以上)	0.5			
		協定締結あり	0.25			
		協定締結なし	0.0			
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無 (前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25			
		活動実績なし	0.0			
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無 (前年度)	認定され、活動実績あり	0.5			
		活動実績なし	0.0			
	(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が 50%以上	1.0			
		一次下請の市内活用率が 25%以上	0.5			
一次下請の市内活用率が 25%未満		0.0				
(5)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が 80%以上	1.0				
	指定資材の市内調達率が 40%以上	0.5				
	指定資材の市内調達率が 40%未満	0.0				
小計						
6. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況	法定雇用率の2倍以上 (雇用義務がない者で1名以上)	0.25			
		法定雇用率以上	0.1			
		雇用していない	0.0			
小計						
7. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上での応札者と同様に評価)	調査基準価格以上での入札	5.0			
		調査基準価格未満での入札	0.0			
	小計					
合計						

## 自己採点表 (簡易Ⅱ型)

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

工事名					
工事場所	東広島市				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点	得点
1. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0		
		その他	0.0		
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点 85点以上	2.0		
		平均工事成績評定点 65点以上85点未満	2.0×(平均工事成績表定点-65)/20		
平均点65点未満又は実績なし		0.0			
小計					
2. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 [専門資格設定ありの場合] <専門資格設定なしの場合> ※1級技士又は2級技士には、同等資格も含む。	[専門資格あり]	[1.0]		
		[専門資格なし、技術士又は1級技士] <1級技士>	[0.5]、<1.0>		
		[専門資格なし、2級技士] <2級技士>	[0.25]、<0.5>		
		その他	[0.0]、<0.0>		
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	0.5		
		その他	0.0		
	(3)施工経験工事の従事形態	監理技術者又は主任技術者	1.0		
		現場代理人	0.5		
		その他	0.0		
	(4)継続教育 (CPD) の取得状況	20単位以上取得	1.0		
		10単位以上20単位未満取得	0.5		
		10単位未満又は取得なし	0.0		
(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0			
	その他	0.0			
小計					
3. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0		
		東広島市内に本店を有していない	0.0		
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0		
		東広島市内における施工実績なし	0.0		
小計					
4. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり (6回以上)	1.0		
		協定を締結し、応札実績あり (3回以上)	0.5		
		協定締結あり	0.25		
		協定締結なし	0.0		
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無 (前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25		
		活動実績なし	0.0		
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無 (前年度)	認定され、活動実績あり	0.5		
		活動実績なし	0.0		
	(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が 50%以上	1.0		
		一次下請の市内活用率が 25%以上	0.5		
一次下請の市内活用率が 25%未満		0.0			
(5)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が 80%以上	1.0			
	指定資材の市内調達率が 40%以上	0.5			
	指定資材の市内調達率が 40%未満	0.0			
小計					
5. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況	法定雇用率の2倍以上 (雇用義務がない者で1名以上)	0.25		
		法定雇用率以上	0.1		
		雇用していない	0.0		
小計					
6. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上での応札者と同様に評価)	調査基準価格以上での応札	5.0		
		調査基準価格未満での応札	0.0		
	小計				
合計					

この表はイメージ図です。  
実際の評価項目及び配点は、この図  
のとおりとは限りません。

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

記入

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○	(印)
○ ○ ○ ○ 建設株式会社	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

記入						
工事名	○○年度 ○○○○事業 ○○○○○○○○○工事			入札公告・ 共通事項を 参考に記入		
工事場所	東広島市○○○○					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点	得点	
1. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	2.0		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0			
		その他	0.0			
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点85点以上	2.0	2.0×(平均工事成績 表定点-65)/20		
		平均工事成績評定点65点以上85点未満	1.0			
平均点65点未満又は実績なし		0.0				
小計						
2. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 [専門資格設定ありの場合] <専門資格設定なしの場合> <small>※1級技士又は2級技士には、同等資格も含む。</small>	[専門資格あり]	[1.0]	1.0		
		[専門資格なし、技士又は1級技士] <1級技士>	[0.5]、<1.0>			
		[専門資格なし、2級技士] <2級技士>	[0.25]、<0.5>			
		その他	[0.0]、<0.0>			
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	0.5		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	0.5			
		その他	0.0			
	(3)施工経験工事の従事形態	監理技術者又は主任技術者	1.0	1.0		
		現場代理人	0.5			
		その他	0.0			
(4)継続教育 (CPD) の取得状況	20単位以上取得	1.0	0.5			
	10単位以上20単位未満取得	0.5				
	10単位未満又は取得なし	0.0				
小計				3.0		
3. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0	1.0		
		東広島市内に本店を有していない	0.0			
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年間)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	0.5	1.0		
		東広島市内における施工実績なし	0.0			
小計				2.0		
4. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり (6回以上)	1.0	0.5		
		協定を締結し、応札実績あり (3回以上)	0.5			
		協定締結あり	0.25			
		協定締結なし	0.0			
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無 (前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	0.25		
		活動実績なし	0.0			
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無 (前年度)	認定され、活動実績あり	0.5	0.5		
		活動実績なし	0.0			
	(4)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0	0.0		
		その他	0.0			
(5)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が 50%以上	1.0	0.5			
	一次下請の市内活用率が 25%以上	0.5				
	一次下請の市内活用率が 25%未満	0.0				
(6)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が 80%以上	1.0	0.5			
	指定資材の市内調達率が 40%以上	0.5				
	指定資材の市内調達率が 40%未満	0.0				
小計				2.25		
5. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況	法定雇用率の2倍以上 (雇用義務がない者で1名以上)	0.25	0.0		
		法定雇用率以上	0.1			
		雇用していない	0.0			
小計				0.0		
6. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上での応札者と同様に評価)	調査基準価格以上での応札	5.0	0.0		
		調査基準価格未満での応札	0.0			
	小計					
合計						

この表はイメージ図です。実際の評価項目及び配点は、この図のとおりとは限りません。

〇町〇〇〇  
建設株式会社  
〇〇〇〇

印

○過大評価の場合  
「審査後の点」× 1/2 とする  
・自己採点：2.0点  
・市の審査：1.0点  
→ 評価結果：0.5点 (1.0点 × 1/2)

○過小評価の場合  
「自己採点」を修正しないものとする  
・自己採点：0.5点  
・市の審査：1.0点  
→ 評価結果：0.5点 (自己採点を採用)

工事名	〇〇年度 〇〇〇〇事業 〇〇〇			自己採点	得点
工事場所	東広島市〇〇〇〇			自己採点	得点
評価項目	評価内容		自己採点	得点	
1. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	2.0	0.5 (1.0)
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0		
		その他	0.0		
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点 85点以上	2.0	0.0	0.0
		平均工事成績評定点 65点以上85点未満	2.0 × (平均工事成績表定点 - 65) / 20		
平均点65点未満又は実績なし		0.0			
小計			2.0	0.5	
2. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 [専門資格設定ありの場合] <専門資格設定なしの場合>	[専門資格あり]	[1.0]	1.0	1.0
		[専門資格なし、技術士又は1級技士] <1級技士>	[0.5]、<1.0>		
		[専門資格なし、2級技士] <2級技士>	[0.25]、<0.5>		
	※1級技士又は2級技士には、同等資格も含む				
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)			0.5	0.5
(3)施工経験工事の従事形態			1.0	1.0	
	その他	0.0			
	(4)継続教育 (CPD) の取得状況	20単位以上取得	1.0	0.5	0.5 (1.0)
10単位以上20単位未満取得	0.5				
10単位未満又は取得なし	0.0				
小計			3.0	3.0	
3. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0	1.0	1.0
		東広島市内に本店を有していない	0.0		
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年間)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	1.0	1.0
小計			2.0	2.0	
4. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり (6回以上)	1.0	0.5	0.5
		協定を締結し、応札実績あり (3回以上)	0.5		
		協定締結あり	0.25		
		協定締結なし	0.0		
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無 (前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	0.25	0.25
	活動実績なし	0.0			
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無 (前年度)	認定され、活動実績あり	0.5	0.5	0.5
	活動実績なし	0.0			
	(4)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0	0.0	0.0
	その他	0.0			
(5)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が50%以上	1.0	0.5	0.5	
	一次下請の市内活用率が25%以上	0.5			
	一次下請の市内活用率が25%未満	0.0			
(6)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が80%以上	1.0	0.5	0.5	
	指定資材の市内調達率が40%以上	0.5			
小計			2.25	2.25	
5. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況		0.25	0.0	0.0
			0.1		
小計			0.0	0.0	
6. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に評価)	調査基準価格以上の応札	5.0	5.0	5.0
		調査基準価格未満での応札	0.0		
小計			5.0	5.0	
合計			14.25	12.75	

○「前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者」とは、東広島市工事成績評定要領に基づく、前年度の同一工種での低入札工事の工事成績評定点が全て80点以上であった者をいう。

### 3-① 災害復旧工事の執行について

#### 1 要旨

災害復旧工事を円滑に進めるため、指名競争入札の適用を拡大します。

#### 2 発注方法

災害復旧工事は、指名競争入札により発注します。また、早期復旧を目指すため災害復旧工事においては、総合評価落札方式を原則適用しないものとします。

対象工事	入札方法
現行（通常工事）	一般競争入札
災害復旧工事	指名競争入札

※1 指名競争入札も一般競争入札と同様に電子入札システムにより執行します。指名通知は、電子入札システムにより行います。指名通知書には、入札日、設計図書の見方、質問書の提出期限など入札に係る注意事項を詳細に記載します。必ず電子入札システムにより指名通知書を確認してください。

※2 指名競争入札においては、指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかった場合は、入札不参加（欠席）として指名除外措置の対象となります。入札を辞退される場合は、必ず辞退届の提出（電子入札システムによる辞退の処理）をお願いします。

建設業者等指名除外基準要綱別表第11

措置要件	期間
(入札不参加) 11 市発注工事の指名業者として指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかったことが2度以上あるときで、直前に行った入札不参加において指名除外措置を受けていないとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

#### 3 災害復旧工事における指名業者の選定方法について

災害復旧工事の発注においては、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程に基づき、選定の特例を設けます。

#### ア 建設工事種類別格付基準【別表第1（第4条関係）】

変更ありません。

格付	土木一式工事
A	総合数値 750 点以上かつ年平均完成工事高 3,000 万円以上
B	総合数値 650 点以上かつ年平均完成工事高 1,000 万円以上 (格付Aに該当するものを除く。)
C	総合数値 1 点以上かつ年平均完成工事高 1 円以上 (格付A及び格付Bに該当するものを除く。)

- イ 格付別標準発注金額表【別表第2（第4条関係）】  
 災害復旧工事における格付別発注金額を新たに定めます。

現行（通常工事）		災害復旧工事	
等級別 格付	請負対象設計金額	等級別 格付	請負対象設計金額
	土木一式工事		土木一式工事
A	3,000万円以上	A	<u>8,000</u> 万円以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満	B	<u>3,500</u> 万円以上 <u>8,000</u> 万円未満
C	1,000万円未満	C	<u>3,500</u> 万円未満

- ※3 下位の格付を対象とする工事であっても上位の格付の者を選定できるものとします。
- ※4 災害査定箇所単位を複数箇所まとめて1つの工事として発注する場合等においては、個々の工事単位（災害査定箇所単位）で最も設計金額が高額となる箇所の設計金額により発注する格付を決定するものとします。

【具体例】 災害査定箇所単位3箇所をまとめて発注する場合の例

〇〇地区災害復旧工事

全体請負対象設計金額 9,180万円（税込）

査定箇所1	請負対象設計金額 1,080万円（税込）
査定箇所2	請負対象設計金額 3,780万円（税込）
査定箇所3	請負対象設計金額 4,320万円（税込）

通常工事の場合

全体請負対象設計金額 9,180万円（税込）で判断します。

⇒ Aランクを選定

災害復旧工事の場合

災害査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額（事例の場合 4,320万円）で判断します。

⇒ Bランクを選定  
 （上位の格付（Aランク）の者を選定することもできる。※3）

ウ 建設工事に係る指名業者選定数標準表【別表第3(第6条関係)】  
変更ありません。

請負対象設計金額	指名業者数
9,000 万円以上	12 以上
3,000 万円以上 9,000 万円未満	10 以上
500 万円以上 3,000 万円未満	8 以上
500 万円未満	6 以上

災害復旧工事における指名業者の選定は、次のとおり行います。

- ① 原則、災害復旧工事における格付別発注金額に基づき、工事場所と同一の町に主たる営業所を有する者をすべて選定します。
- ② 八本松町又は志和町を工事場所とする工事は、八本松町又は志和町のいずれかに主たる営業所を有する者を選定します。
- ③ 北部3町（福富町・豊栄町・河内町）を工事場所とする工事は、北部3町のいずれかに主たる営業所を有する者を選定します。
- ④ 選定方法は、今後の応札状況を踏まえて随時見直しを行います。

4 適用日

平成31年1月22日から適用します。

### 3-② 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

#### 1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

#### 2 内容

次表の適用金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）

請負対象設計金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価 3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2	2件以内 ※2
2号工事・総合評価 3,500万円未満 （建築一式工事は、7,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。

※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。

※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

#### 3 適用期間

平成30年9月18日から当分の間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。



### 3-③ 工期に余裕期間を設定した工事の実施について

#### 1 趣旨

円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施します。

#### 2 現行の余裕期間制度からの変更点

##### (1) 余裕期間の設定方式

現行の「発注者指定方式（準用）」のみの適用から、「発注者指定方式」、「任意着手方式」及び「フレックス方式」の適用へ変更します。

##### (2) 技術者の資格要件等

- ・資格実績又は経験を有すべき時点

現行の「開札日の前日」から、「工期の始期」へ変更します。

- ・落札決定前の審査（1号工事）

現行の、事前審査「有り」から、「無し（契約後配置）」へ変更します。

	資格実績又は経験	専任・兼任要件	落札決定前の審査
通常の1号工事	開札日の前日で有すること	開札日の前日から満たすこと	有り
通常の2号工事	開札日の前日で有すること	工期の始期から満たすこと	無し（契約後配置）
【旧】 余裕期間制度適用工事 （1号工事）	開札日の前日で有すること	工期の始期から満たすこと	有り
【旧】 余裕期間制度適用工事 （2号工事）	開札日の前日で有すること	工期の始期から満たすこと	無し（契約後配置）
【新】 余裕期間制度適用工事 （1号・2号工事）	工期の始期時点で有すること	工期の始期から満たすこと	無し（契約後配置）

##### (3) 余裕期間中に配置可能な工事の範囲

現行の「東広島市発注工事」から、「発注者の制限なし」へ変更します。

#### 3 対象工事

建設工事のうち、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とします。（入札公告等及び特記仕様書に明記します。）

## 余裕期間制度について

### ■余裕期間制度

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



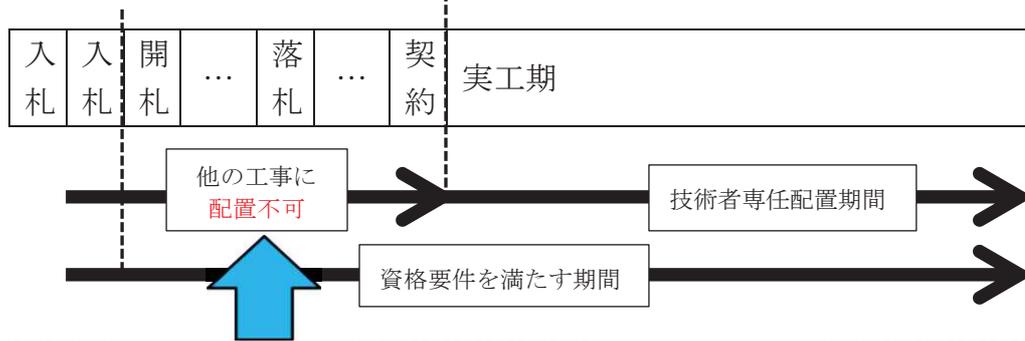
- ※余裕期間は通常工期の40%を超えず、かつ、5か月を超えない範囲内で設定します。
- ※工事費の積算は、契約締結（予定）日の翌日から直ちに着工する工期を基準とし、通常工期を超えた期間の積算上の割増しは行いません。
- ※余裕期間内の現場管理は、発注者が行います。受注者は、余裕期間内に資材等の準備はできますが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはいけません。
- ※実工期の期間は、準備・後片付け期間を含む、契約上の工期をいいます。

5 技術者配置のイメージ

余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置が不要です。  
主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとします。

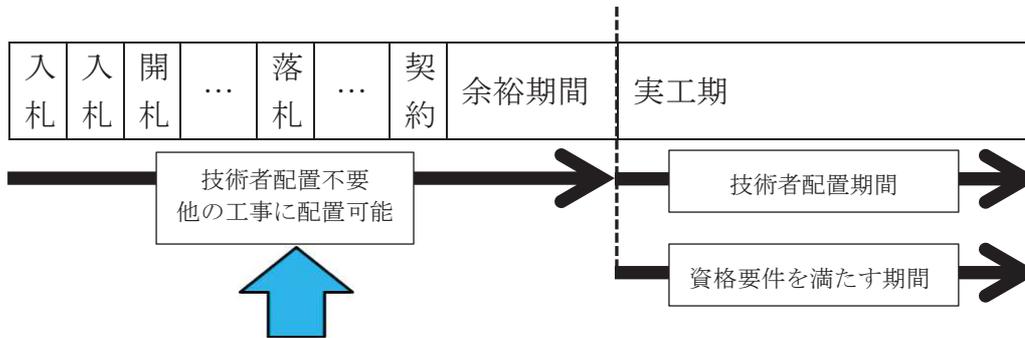
(ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとします。)

①【通常の専任工事：1号工事】



- ・技術者の資格要件（専任要件を含む。）は、開札日の前日の状況により判断します。
- ・応札者は、受注工事に技術者を配置している間は、専任配置義務の工事の入札に参加できません。（事後審査で無効となる。）

②【新 余裕期間制度適用工事：1号工事】



- ・技術者の資格要件（専任要件を含む。）は、工期の始期時点の状況により判断します。
- ※直接的かつ恒常的な雇用関係は開札日の前日の状況で判断します。
- ・工期の始期の前日までは、他の工事に技術者が配置されていてもよいものとします。

## 6 余裕期間制度にかかる提出書類

### (1) 発注者指定方式

なし

### (2) 任意着手方式

落札決定後、契約を締結するまでの間に、工期の始期の申出をしてください（様式1）。

※落札者は、契約締結（予定）日の翌日から工期の始期を選定する期限日までの期間の任意の日を工期の始期とすることができます。

### (3) フレックス方式

落札決定後、契約を締結するまでの間に、実工期（工期の始期と終期）の申出をしてください（様式1）。

※落札者は、全体工期内の任意の日を実工期（工期の始期と終期）とすることができます。

様式1

余裕期間制度適用工事 工期申出書

平成 年 月 日

東広島市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

平成 年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工事名	
工事場所	
工期の始期	
工期の終期	※工期の終期は、フレックス方式の場合のみ記載してください。

落札決定後、契約を締結するまでの間に、提出してください。

無理のない工期を定めるようにしてください。

## 7 契約締結後の工期変更

### (1) 発注者指定方式及び任意着手方式

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、契約変更により、工事に着手することができます。

※この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者負担です。

### (2) フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期の範囲内における工期の変更については、変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更を可能とします。

※この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者負担です。

## 8 入札公告及び指名通知

### (1) 一般競争入札

発注時に「入札公告」及び「余裕期間制度適用に関する事項」をお示しします。

※資料1・2参照

### (2) 指名競争入札及び随意契約

発注時に「指名通知書（見積依頼書）」及び「余裕期間制度適用に関する事項」をお示しします。※資料2・3参照

## 9 適用日

平成31年4月1日以降に公告・指名又は見積依頼する案件から適用します。

余裕期間制度適用工事  
(フレックス方式)

# 入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。  
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

平成31年5月16日

**余裕期間制度適用工事であることと  
余裕期間制度の方式を明記します。**

東広島市長 高垣 廣徳

- 1 工事名 平成〇〇年度 〇〇事業 〇〇工事
- 2 工事管理番号 〇-〇〇-〇〇〇〇
- 3 工事場所 東広島市〇〇町〇〇
- 4 工事概要 〇〇〇〇〇〇

5 工期 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（フレックス方式）を設定する。別紙「余裕期間に関する事項」のとおり。

6 予定価格 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

7 調査基準価格 有り

8 建設工事の種類 土木一式工事

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(6)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事			
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者			
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる本店を開札日から遡って継続して1年以上有する年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A
			年平均完成工事高	問わないものとする
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	ウ	市安7日域を有する者	認定等級（格付け）	A又はB
			年平均完成工事高	問わないものとする
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	問わないものとする。			

**技術者の配置は  
工期の始期から必要です。**

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

(1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）

(2) 落札者は契約後、工期の始期までに次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置しなければならない。

ア 土木事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者

イ 土木一式工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者

ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者

**直接的かつ恒常的な雇用関係は  
開札日前日に連続して3か月以上  
必要です。**

- エ 1号工事における技術者の資格要件及び技術者の配置については、共通公告4(2)及び(3)にかかわらず、次のとおりとする。
- (7) 工期の始期以降に工期の終期が到来する工事に配置されていないこと。ただし、次のa又はbに該当する場合を除く。
- a 工期の始期以降に工期の終期が到来する工事に配置されていない場合、その完了検査が終了し、工期の始期の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合
- b 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事にあつては、2件(本件工事を除く。)以上の公共工事の主任技術者等として配置されていない場合。本件工事が、建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、それぞれの工事(本件工事を含む。)の発注者から兼務の承認を必要とする。
- (4) 契約後、配置した技術者を変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (7) 技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負金額が3,500万円(税込)(建築一式工事の場合は7,000万円(税込))未満となる場合においても、実工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。
- (エ) 工事の始期において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者(当該事項に関して必要な変更届を、工事の始期の前日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。)の配置は認めない。

(2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照

(3) 完全電子入札

(4) 電子く

(5) 社会保

1.1 入札参加

**雇用関係以外の技術者の資格要件及び  
技術者の専任配置の要件は  
工期の始期時点で満たしていれば良いものとします。**

本案件入札に参加する場合は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提出資料		詳細
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	開札日の前日から1年7か月以前以降の日を審査基準日とするもの
	(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料	必要なし
	(3) 会社の実績を確認するための資料	必要なし
	(4) 技術者の資格を確認するための資料	必要なし
	(5) 技術者の経験を確認するための資料	必要なし
	(6) 誓約書	様式第4(原則、添付ファイルはWord形式で提出すること)
	(7) 建設業許可申請書別紙二の写し	必要なし
	(8) 経營業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	必要なし
(9) 媒体提出届	様式第5(原則、不要) ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はCD-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しWord形式の添付ファイルとして提出するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。	

1.2 日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
公告日	平成31年5月16日	東広島市ホームページ及び契約課掲示板に掲示する。
設計図書の閲覧	平成31年5月16日～平成31年5月22日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質問書提出期間	平成31年5月16日～平成31年5月24日	質問書(様式第7)により建設部道路建設課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回答書閲覧期間	平成31年5月30日～平成31年6月4日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入札期間	平成31年6月3日(午前9時～午後5時)及び平成31年6月4日(午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開札日時	平成31年6月5日 午前9時55分	電子入札室(本館4階)で行う。
事後審査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

# 東広島市 総務部 契約課 (東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930)

別紙

余裕期間制度適用に関する事項

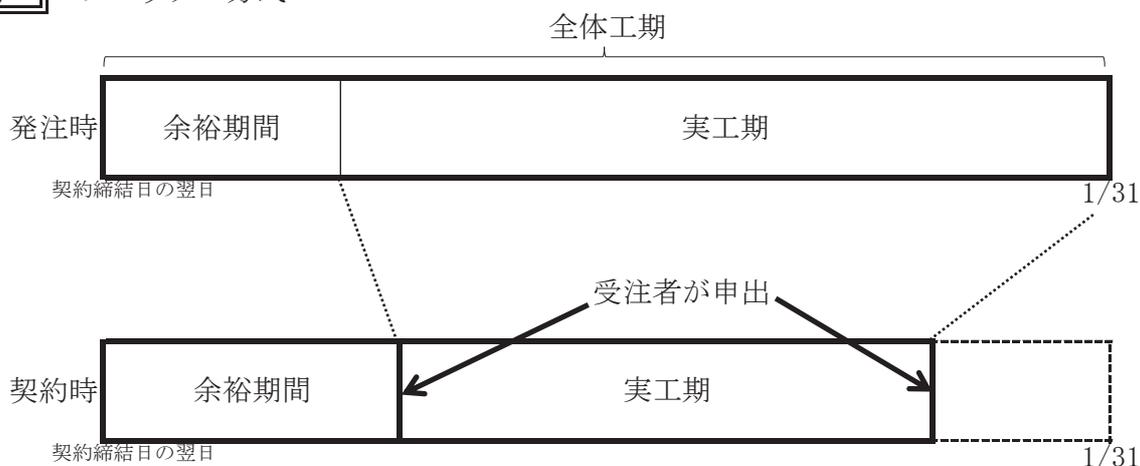
余裕期間の方式別に  
全体工期や完了期限日など、必要情報を  
記載します。

- 1 本工事は、フレックス方式により、余裕期間を設定した工事である。
- 2 本工事の全体工期は、契約締結日の翌日から平成32年1月31日までとする。  
  
本工事の完了期限日は、平成32年1月31日とする。  
落札者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により工期の始期及び終期の申出をすること。
- 3 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとする。ただし、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとする。
- 5 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。  
(1) 余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。  
(2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならないものとする。
- 6 受注者は、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。
- 7 その他、余裕期間制度適用工事については、「東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領」によるものとする。

工期の始期以降でなければ  
前払金の請求はできません。

参考

フレックス方式



※実工期とは、契約上の工期となるものをいう。

指名通知書

平成〇〇年〇月〇日

東 広 島 市  
東 広 島 市 長  
( 契 約 課 )

企業ID : 〇〇〇〇  
商号又は名称 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表者氏名 : 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

次の調達案件について入札又は随意契約を行いますので参加してください。

案件番号 : 〇〇〇〇〇〇  
調達案件名称 : 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
実施場所等 : 東広島市〇〇町〇〇  
～省略～

備考 :

～省略～

- 1 管理番号 〇〇-〇〇-〇〇
- 2 予定価格(税抜) ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
- 3 最低制限価格 〇〇
- 4 工期(履行期間) 余裕期間制度適用工事(フレックス方式)
- 5 契約保証金 〇〇
- 6 施工課 〇〇部〇〇課
- 7 設計図書等

余裕期間制度適用工事であることと  
余裕期間制度の方式を明記します。

～省略～

8 その他

本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間(フレックス方式)を設定する。  
別紙「余裕期間定に関する事項」のとおり。

この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項  
審査を受けていなければならない。この確認は、契約締結時に経営事項審査の総合評定値通知  
書の写しを提出させることにより行うが、見積書提出時に事前に提出できるものとする。なお、  
経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

東広島市発注工事おける主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取扱いについて  
は、「技術者等の適正配置について(平成30年9月18日一部改正)」を参照してください。

～省略～

## 4 東広島市優良建設工事等表彰制度の創設

### 1. 目的

優れた成績を修めた工事を施工した受注者等を表彰することにより、受注意欲や業界の意識の高揚を図るとともに、建設業界の魅力や社会的評価を向上させ、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とします。

### 2 選考基準

表彰区分	表彰候補となる対象工事	表彰の選考・審査基準
優良建設工事表彰	前年度に市内業者（JV を除く）が施工し、完成・引渡を受けた評価対象工事（註）のうち、 <u>80 点以上の工事</u>	<p>左記工事において労働災害、公衆災害、瑕疵修補請求、損害賠償請求等が発生しておらず、かつ以下の審査基準をすべて満たす受注者</p> <p>① 前年度の評価対象工事（註）において下記に掲げる要件を満たしていること</p> <p>(1) <u>施工実績が 2 件以上</u></p> <p>(2) <u>平均点が 75 点以上</u></p> <p>(3) <u>65 点未満の工事がない</u></p> <p>② 前年度から表彰の前日まで指名除外を受けていないこと</p> <p>③ 表彰することが著しく不適當でないこと</p>
特別表彰	同一の職種において、5 年連続で優良表彰を受ける受注者	

註) 最終契約金額 500 万円以上の工事。

ただし当初契約金額 3500 万円未満の災害復旧工事等、一部対象外工事も有。

### 3 被表彰者の審査等

被表彰者の審査等は東広島市工事成績評価審査会において行い、市長が決定します。

### 4 表彰及び公表の方法

表彰は市長が表彰状を授与します。

表彰後は市ホームページで公表を行います。

### 5 施行日等

平成 32 年 4 月 1 日から施行します。

被表彰者の選考は、平成 31 年度に引渡しを受けた工事を対象として、平成 32 年度から行います。

## 5 その他

### ① 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の（建設工事）（コンサル等業務）（維持管理業務）（総合評価落札方式）の改正を行います。

主な改正点は、内訳書の作成に係る注意点、社会保険等未加入対策、維持管理業務における技術者の配置、総合評価落札方式の制度改正に関連する事項です。

来年度の入札時には、改正内容を確認の上、参加いただきますよう、よろしく申し上げます。

### ② 解体工事の経過期間終了について

平成31年5月31日で解体工事の追加に伴う経過措置が終了し、「平成28年6月1日時点とび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるもの（経過措置とび・土工工事業者をいう。すでに解体工事業の許可を受けたもの又は解体工事業に係る許可申請をしたものを除く。）」については、平成31年6月1日以降の解体工事の施工には、解体工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

### ③ 指名競争入札及び随意契約について

提出期限までに、指名競争入札の場合は入札書又は辞退届、随意契約の場合は見積書又は辞退届が提出されない場合、欠席となり指名除外の対象となります。

「指名通知書」や「随意契約に係る見積依頼書」を受け取られた方は、ご注意ください。